きは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ⅰ　符号Hに同じ。

ｊ　符号Iに同じ。

［三　略］

４　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

$(A \times \alpha + B) \times 0.75$

算式の符号

［略］

α　1.00

［二・三　略］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［略］

２　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$[\{(A_1 \times B_1) + (A_2 \times B_2) + (A_3 \times B_3) + (A_4 \times B_4) + (A_5 \times B_5) - C\} \times 0.014 - (D - E + F + G)] \times 0.74625$

算式の符号

［略］

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第349条の3第9項、第11項、第18項、第21項、第22項、第25項、第30項及び第33項、第349条の3の2、第349条の3の3、附則第15条第8項、第15項、第18項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項及び第43項、第15条の2第2項、第15条の3第1項、第16条の2第1項、第2項、第6項及び第7項、第16条の3第1項、第2項、第6項及び第7項、第29条の7第2項並びに第56条第1項、第10項及び第12項、地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第6条第9項、地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第8条第8項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第13条第9項、令和６年地方税法等改正法附則第20条第６項、令和７年地方税法等改正法附則第９条第５項並びに令和８年地方税法等改正法附則第14条第８項、第15項及び第16項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第18条、第19条、第19条の3及び第19条の4の規定に基づく特例による課税標準の減少額（ただし、同法附則第15条第31項、第35項、第36項及び第40項並びに令和６年地方税法等改正法附則第20条第６項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附

きは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ⅰ　符号Iに同じ。

ｊ　符号Jに同じ。

［三　同上］

４　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

$(A \times \alpha + B) \times 0.75$

算式の符号

［同左］

α　0.89

［二・三　同上］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［同上］

２　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$[\{(A_1 \times B_1) + (A_2 \times B_2) + (A_3 \times B_3) + (A_4 \times B_4) + (A_5 \times B_5) - C\} \times 0.014 - (D - E + F + G)] \times 0.7455$

算式の符号

［同左］

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第349条の3第9項、第11項、第18項、第21項、第22項、第25項、第30項及び第33項、第349条の3の2、第349条の3の3、附則第15条第9項、第16項、第19項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項及び第44項、第15条の2第2項、第15条の3第1項、第16条の2第1項、第2項、第6項及び第7項、第29条の7第2項並びに第56条第1項、第10項及び第13項、地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第6条第9項、地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第8条第8項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第13条第9項、令和６年地方税法等改正法附則第20条第６項並びに令和７年地方税法等改正法附則第９条第５項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第18条、第19条、第19条の3及び第19条の4の規定に基づく特例による課税標準の減少額（ただし、同法附則第15条第32項、第36項、第37項及び第41項並びに令和６年地方税法等改正法附則第20条第６項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第15条第37項及び令和６年地方税法等改正法附則第20条第６項に係るものにあつては２分の１、地方税法附則第15